

## 一・「勝った」

一九九九年四月九日（金）午後、嶋会計センターの事務所は異様な興奮につつまれていた。二年半にわたる長崎税務署との戦いに完全勝利し、依頼者へ五千万円のお金を取り戻してあげることができたからである。

平成十年分の所得税確定申告も終わり、事務所のスタッフも次の忙しいヤマである三月決算前のひとときをいつになくのんびりと過ごしているとところへ、争いの当事者であるMさんが「福岡国税不服審判所からこげんもんが来とる。」と、分厚い書類を持って見えられた。待ちに待った福岡国税不服審判所からの『裁決書』である。

## 主 文

- 一・青色申告の承認の取消処分を取り消す。
- 二・各更正処分及び各賦課決定処分は、いずれもその全部を取り消す。

もってまわったお役所ことばの言い回しに、Mさんはじめ事務所のスタッフも勝ったか負けたかわからず、一同緊張のもと『裁決書』を所長へ持って行った。所長は渡された裁決書の一字一句をもどかしげに追いかけ、結論のみを必

死に求めた。「勝った！」・・・と所長は小さく叫んだ。税務署の処分をすべて取り消させた完全勝利である。

百パーセント近いあきらめの境地にあった本人Mさんは、意外な展開に茫然ぼうぜんとしてあまり喜ばない。しかし、事態の大変なことに気付いた嶋会計センターの「M青果異議申立事件」プロジェクトチームのスタッフの一人は「こりゃ大変だ！還付加算金を入れると五千万円以上も税金が戻るぞ。」と、わがことのように興奮してきた。勤務時間中であつたのでビールで乾杯というわけにもいかず、一同出されたコーヒーで祝い、Mさんも「そのうち嬉しゅうなってくるじゃろう。」と、他人事のように言いながらとりあえずその日は引き上げた。審判所での完全勝利は百件に一つとか、一部でも認められるのは八%くらいというラジオ放送を、つい先日直接耳にしていたMさんにとっては、全くの信じられない出来事で喜びの実感がわかなかつたのだろう。

## 二・「税務署の来とらす」

今から二年半前の平成八年十月三日、「先生、税務署の来とらすとの・・・。」というMさんからの電話でこの事件は始まる。

日頃から事前通知のない調査は認められないという強い信念を持つ所長は、<sup>①</sup>ただちに調査に来ていた税務署員を電話口呼び出し、「なぜ納税者や税理士に通知せず調査に来たのか。」と、問うた。「現金商売については事前に通知する必要はありません。」という税務署員の決まり文句に、「現金商売であっても、<sup>③</sup>任意調査においては事前に通知する必要がある。事前通知をしなくないのは第三者のプライバシーや利害に対し重大な侵害を及ぼす恐れがある場合や、税務上の重大な機密に触れる場合、明らかに脱税しているという客観的・具体的事実がある場合など限定されている。今回のMさんの調査はこれらのうちのどの事実に基づき、事前の通知なしの調査になったのか。」と、問い詰める<sup>②</sup>と返事できなくなった。

今までの経験からすると、ここで調査は終わり、電話口で退散させることができたのだが、今回は少し様子が違う。強硬なのだ。電話ではラチがあかないので、その署員に税理士が来るまで調査にかからないよう強く申し入れ、ただちに現場に急行した。電話の先で帰らせるケースでも同じだが、税理士が現場に行った時にはすでに売上金を数える方法から現金出納帳へ記入する方法などを現在の帳簿を出させて調べあげていた。<sup>④</sup>これを現況調査といい、基本的には

**①事前通知**…：税務調査を行うにあたり、税務署が前もって納税者や税理士に日程などを連絡すること。普通の調査においては、原則として事前通知をすることになっている。

**②現金商売業種**…：売上の入金振込みや手形ではなく、日々お客さんより現金で入金する業種。このような業種については、入金した現金をどのような形で帳簿にあげているかその現場を直接おさえたいという理由で、事前通知なしの違法なとびこみの調査をやる傾向にある。

**③任意調査**…：捜査令状をもった査察（強制調査）以外のふつう私たちが経験する税務調査のこと。任意調査において税務署は、何をするにしても納税者の承諾のもとでしか調査はできないことになっている。しかし、現実には納税者の承諾なしに調査をすすめることが多い。

**④現況調査**…：調査は、すでに終わった事業年度分（個人であれば前年十二月末、法人であれば前期末）についてが対象とな

違法なやり方だ。今回も本人が申告した過去の帳簿を検査する前に現況調査をしたことになる。そのことと併せて、事前に通知しなかったことを強く抗議して帰らせた。しかし、相手の調査官二名の態度がいつになく横柄おうへいなのが気に入らなかった。

### 三、「この仮名預金はなんですか！」

十月九日、折りしも長崎の町はおくんちの後日あとびにわいている中での二回目の税務調査で彼らの横柄な態度、余裕を持った自身たっぷりな態度の意味がはっきりする。Mさんに仮名預金があったのだ。

長崎税務署個人課税第四部門の二名の調査官は、「自分たちは暴力団の所へも出向き、ドスを畳みに突き立てられた中で調査をやったりもする。最近の暴力団は、マネーロンダリング⑥に銀行の仮名口座を利用する。自分たちが銀行に出向けば、支店長といえども仮名預金の存在を教えないわけにはいかない。拒否すれば首を飛ばすことぐらいわけない。」といったような自慢話をしたあげく「ところでMさん、このあなたの仮名預金はなんですか！」と、切り込んできた。青色申告できちんと帳簿もあるのに、そちらを検査する前に銀行で暴力

るので、現在進行している事業年度分については基本的にできない。現在進行している年度を調査するのを現況調査といい、国税庁も「現況調査はやむを得ない場合に限って必要最小限度において行うよう」税務署に通知している。

**⑤ 仮名預金**…いわゆる架空名義での預金のこと、実在しない人の名前で口座を作る場合を仮名預金といい、他人の名義を借りて作った口座の預金を借名預金という。

**⑥ マネーロンダリング**…犯罪がらみで表に出せないマネー（お金）をロンダリング（洗浄）して表に出すこと。具体的なやり方として麻薬などで不正に得た資金を金融機関の口座を次々に移動させながら、出所や所有者を隠してしまうこと。

団調査並みの仮名預金がないかを捜査してくる、行政手続的にも違法な調査を開始していたのである。

手続的に違法でも、仮名預金を見つけ出せばこちらのものという、鬼の首でも取ったかのような二名の調査官の居丈高いたけだかな態度にMさんもひるんだ。それにもまして税理士は、その告げられた仮名預金の数と金額の大きさに違法調査への怒りを忘れ、一瞬目の前が真っ暗になった。

調査官は、Mさんが売上をごまかして架空の人の名義を使って銀行に大変な金額の仮名預金をしていた、つまり大変な金額の脱税をしていたと見込んでいた。税務署の自信を持った税務調査の始まりであったのだ。

#### 四．「洗いざらい持っていけ」

その日の調査が終わった後、所長は気を取り直し、改めてMさんの過去七年間の申告書を眺めて見た。そこで所長は、調査官が言う仮名預金が脹らんだ時期の申告書の所得金額が他の年度に比べて格別大きいのに気付いた。しかも奥さんに相当な金額の専従者給与⑦を払った残りの所得が、その増えた仮名預金を上回るのである。これは何を意味するのか。Mさん担当のスタッフとともにあ

⑦専従者給与…生計を一つにしている妻などの親族に、事業に従事している対価として支払われる給与。生計を一つにしているから妻などに支払われたお金を納税者本人の生活費に充てることは当然できる。

これ考えをめぐらせる一方で、直ちにその仮名預金がある銀行の支店長にMさん関連の仮名預金すべての動きを知らせてくれるよう電話を入れた。七年前のことだからその支店にはなく、東長崎のセンターに保存してあるマイクロフィルムでその動きのすべてがわかった。

何もおかしいことはない。『仮名預金』、これはあくまで口座名が仮名であるだけでMさん本人のものである。しかもこれは帳簿に売上をつけて、仕入や経費を差し引いた残り、さらに言うならば自分たちの生活費にまわる分である。奥さんへ専従者給与を払った残りの利益から出来上ったものだという結論が出たのである。当然、税金を払った後の金額であるから、それを何に使おうが、どの預金に入れようが、極端な話たとえ仮名預金にしようが勝手である。

これで「勝った。」という確信を持ったので、税務署が次回十月十五日に来た時に、他の調査ではめったに元帳類を税務署に持って行かせない所長が「帳簿でも領収書でも洗いざらい持って隅々<sup>すみずみ</sup>まで徹底して調べてこいよ。」とタンカを切った。

仮名預金は売上をごまかした金で出来上ったとかたくなに思い込んでしまった調査官の考えを覆すには、帳簿類を徹底的に調べさせる以外方法はないと判

⑧帳簿などの持ち帰り…税務署は元帳や領収書などは、納税者の承諾なしには持ち帰ることはできない。

断した上での結論であった。長い間の付き合いでMさんの人柄を知っての信頼関係に基づくものではあったが、この方法が正しかったのか、所長の心の中を不安の影がよぎった。

## 五・執拗な反面調査

七年間分の元帳はじめ請求書・納品書類を大きな段ボール二箱分手に入れた税務署側の大々的な攻撃が開始された。特徴的なことはその範囲の広さとしつこさである。実際の仕入先はもちろんのこと、仕入もしていない青果市場の仲買人<sup>がいじん</sup>にまで取引がなかったか確認をする程で、当時、Mさんはよほど大規模な脱税をしたのだらうと大変な評判になったらしい。

次に青果物を納入しているビジネスホテルや飲食店、はては開成学園や水産高<sup>⑨</sup>まで反面調査され、「Mさんよっぽど悪かことばしたとね。」と言われる始末。さらに調査は周辺のあらゆる銀行・郵便局、はては昔取引したところのある遠隔地<sup>えんかくち</sup>の銀行にまで及んだ。恐れ入ったのは、数年前まで代理仕入<sup>⑩</sup>をしてやっていた人を徹底的に調べ上げ、Mさんとの取引の実態について誓約書まで書かせたことである。並々ならぬ力の入れようである。

**⑨ 反面調査**…取引の相手先を調査すること。これは売上先にとどまらず、仕入先や金融機関などいろいろな取引先に及ぶ。任意調査においては本人の調査をして、それでも所得の把握ができない場合など、やむを得ない場合に限って反面調査できることになっているが、実態はこのケースのように先に反面調査することがある。

**⑩ 代理仕入**…青果物の仕入などにおいて、せり権を持たない人の分を代わって仕入てやること。税務上は、たとえ差益をとらなくても売上・仕入の両方に計上しなければならぬ。その場合売上総利益率（粗利益率）は当然低くなる。

国の財政収入の大きな部分を占める税金をしっかりと確保しようとする使命観をわからないわけではないが、仮名預金があるものは脱税者だと頭からきめつける態度は許せない。このままだとやっていない犯罪を認めさせるえん罪事件<sup>⑩</sup>と同じようなパターンにはまり込みそうで税理士も焦り始めた。秋のおくんに始まった税務調査も、このような経過をたどりながらその年も押し迫って来た。

⑩えん罪事件：やってもいない犯罪を、事実をねじ曲げて罪があるとされる事件。

## 六・七年間で間違いが三ヶ所

十二月十八日、資料をすべて返すという税務署からの連絡でMさんの自宅へおもむき、立ち会いを行った。この時は七年間の帳簿を徹底的に検査するために加わった女性の調査官も同席し、税務署側はつごう三人である。帳簿には自信があったが取引先の洩れに不安を覚えながらも意を決して「何か間違いがあった？」と尋ねる。「現金の残がおかしいところが三ヶ所ありました。」と答える調査官。「売上の洩れはどう？」「七年間で十万円程です。」と答える調査官。「仕入や経費は？」「仕入はきちんと洩れなく記載されていました。」と調査官。

現金出納簿の残の間違いが七年間で三ヶ所、売上もれが七年間でたかが十万

円、仕入や他の経費はすべてOK。「なんだこりゃ、<sup>12</sup>申告是認<sup>13</sup>か指導どまりじゃないか。」と税理士はひとり合点する。ところが青果物ではないが、そうは問屋が卸さない。「架空預金がですね。」とむしかえす調査官。「現金出納簿がまちがっているということは、売上がもっとあって、帳簿につけたもの以外を仮名預金に持って行っていっていかせない。」と三人がたたみかけてくる。あくまでも仮名預金にこだわり、この部分はどんなことをしてでも、税金として取り上げてやるという強い意思と決意が彼らの態度や言葉のしばしに満ちあふれていた。

それに対しこちらはというと、「その仮名預金は現金出納簿の店主勘定<sup>14</sup>から出来上っているもので、一年間の仮名預金の増えた部分と店主勘定の合計が一致するので、おかしいところはないじゃないか。」の一点張り。双方ともこのお互いに決して譲らない単純な主張を延々と繰り返すのみで、どこまで行っても平行線。「修正申告は絶対<sup>15</sup>にしない。やるならあなたたちの方で更正<sup>16</sup>しなさい。」との税理士の言葉に、調査官もこれ以上はムダと悟ったらしい。そこで一応署側の要望として、平均粗利益率二十六%、所得税一千九百万円を提示してきた。これは仮名預金部分を売上もれとみなして計算したような根拠も何

**12 申告是認**…：調査の結果、所得の計算がきちんとされていて正しかったこと。つまり調査の結果「何もなかった」ことの職務用語。

**13 指導**…：調査の結果、所得の洩れがわずかで、あえて修正や更正をする必要がない場合、税務署が指導したとして終了する時「指導でとまる」という言い方をする。追加の納税額はない。

**14 店主勘定**…：個人事業者の給料のようなもの。売上から仕入や経費を払った残りで生活費や貯蓄・保険などへ向かう。反対に個人的な預金を取り崩して事業に入れば店主より借りとなる。

**15 修正申告**…：納税者が「私が誤っていました」と自ら進んで所得金額などを修正して申告すること。一般に税務調査の結果、誤りが出て納税者が認めたくないが税務署が修正させるのがほとんど。

**16 更正**…：税務署が誤りを正すことを更正という。修正申告と違って、更正された場合は異議申

もない数字であった。とにかくこの線で修正申告を出して欲しいと一方的に述べて、その日は引き上げて行った。

「所得税が一千九百万円、それなら住民税やその他の重加算税など入れよったら二倍の三千八百万円にはなるばい。これからどげんなるとやろうか？」と不安気なMさんに「しばらくほっときましょう。」と税理士は自信がないわけではないが、どちらかというと不安の方が大きい複雑な気持ちを奮ふるいたたせるように強く言い放った。その金額が大きいことと、これから先の異議申立て、審査請求さらには裁判のことを考えると気が重くなるのは当然であった。

## 七. 世話になっとってよかった

「ここに世話になっとってよかった。」 今回の事件の中で何回かMさんが独り言のようにつぶやいた言葉である。嶋会計センターはMさんの世話をしているわけではない。お金をいただいて記帳代行をし、所長が税務顧問の役割をしている、いわゆるお客様である。ただよそと違うのは、事務所全体が「納税者は国の主人公である。」という日本国憲法を忠実に仕事に生かしている点であろう。そのため、税務調査ともなれば、納税者の立場を守るため、強い権力

立て、審査請求、裁判と続けられる。修正は⑤でわかるように納税者自らが誤りを認める形式をとるため、争いができない。従って税務署は後日争われないうよう修正申告をするようしく勧められる。

を持った税務署に対し、全力をもって対抗して行く姿勢は開業以来一貫している。<sup>①⑦</sup> 納税者は国にとってお客様であると同時に、当事務所にとっても大切なお客様なのだ。

そのお客様からこのような言葉を頂いたことが、今回の事件においてどれだけ所長はじめスタッフの励みになったことだろう。しかも、納税者と事務所のこの強い信頼関係が福岡国税不服審判所における完全勝利につながって行くことがはっきりする。

## 八．税理士抜きで

その年が明けたにもかかわらず、事態はいっこうに進まない。一月二十八日、Mさんのところに調査官から電話が入る。税理士抜きで話がしたいとのことである。納税者と税理士の分断作戦に出たようだ。両者の信頼関係が強いため、すべて税理士ベースでことが動いているとみた税務署は、妥協しない税理士にかわり納税者を揺さぶろうと事を起こしてきた。

次の日、「今日はMさんのほんとうの気持ちを聞きに来ました。」と言いながら、担当のもう一人の若いN調査官と二人で修正申告をしきりに勧める。M

<sup>①⑦</sup>納税者はお客様…主要先進国では八十年代から「納税者の権利憲章」が作られてきた。各国とも国民の租税負担の増加、租税制度の複雑化、申告納税の権利の明確化、納税者のプライバシーの保護の必要性から当然の流れとして「憲章」の制定が行われた。そのような中で「納税者の権利憲章」を持っているのは日本とイタリアのみになっている。ちなみにニュージーランドの「内国歳入庁（大蔵省）お客様憲章」では：「あなたは内国歳入庁のお客様として私たちとの折衝において次のような権利と義務があります。」ということ、納税者は国の大切なおお客様として扱われている。日本での納税者は叩けばホコリが出る納税マシンとしか見ていないのでは。一日でも早く「納税者の権利憲章」を法制化させるべきだ。

さんもすべて税理士にまかせてであると主張する一方、「七年前調査に来たS調査官に言われたとおり、その日の売上のうち紙のお金の分をきちんと数えて売上に上げ、帳簿に記入して今日まで来ている。それなのに同じ税務署から、一方的にあなたの差益率は二十六%ですよと言われても納得できない。」と強く抗議した。手をかえ品をかえて修正申告を引き出そうとねばる調査官も、納税者の決意も固いと悟り、その日も帰って行った。

## 九・ 所得税なんと三千万円

それから一ヶ月、どうしても修正に応じないとみた税務署は、二月二十四日「所得税青色申告の承認取消通知」をMさん宛てに出した。追っかけて二月二十八日「平成二年〜七年分所得税・消費税の更正処分」を行った。そこでの追加して納めるべき所得税は三千九十九万九千九百円となっていたので、一瞬我が目を疑った。

当初、調査官は千九百万円でどうだと言っていたのに、修正に応じないから報復的に三千万円まで跳ね上げたのだろうか？もちろんこの金額には重加算税・延滞税九百三十万円、消費税関係百八十万円、事業税四百万円さらに二千万

⑩店頭での売上計上方法：毎日一円まで勘定するのが大変であれば、千円札など紙のお金のみの小銭は明日以降順次計上していく簡便方法。ただし十二月末や決算期末には一円まできちんと数えて計上すること。

円を超える住民税<sup>⑱</sup>は入っていない。

七千万円近い税金の額に、確定申告の追いつき込みに入っていた事務所一同ぶつたまげてしまった。Mさん本人の驚きと落胆<sup>らくたん</sup>はもって知るべしである。

## 十．がんばるぞー

驚きはすぐさま怒りに変わっていった。「やる気でやったな。」というのが正直な感想である。事務所としては直ちに所長以下四名で「M青果異議申立事件プロジェクトチーム」を編成した。そこでとりあえず長崎税務署に対し異議<sup>⑳</sup>申立てを行った。これから先の長い戦いに所長はもとよりチーム全員「がんばるぞー」とファイトを燃やした。必ず五千万円取り返して見せる。

## 十一．弱腰の銀行

異議申立て、審査請求の話に入る前に、Mさんの名誉のため、仮名預金の話をしておかなければならない。そもそもこの仮名預金は、マル優時代からの名残り、店に出入りしていたS銀行の行員が、名義や印鑑その他申込書類すべてを用立てて作成し、Mさんのまとまった売上を集金してその口座に入金して

⑱ 住民税について…今回のMさんのケースでは地方税は事業税のみ過去六年間分約四〇〇万円を納付させられたが、県・市民税は異議の結果がはっきりしてから納付しているということに納めていない。負けていたら延滞金を入れて二千万円は軽くオーバーしていただろう。

⑳ 異議申立て…更正の処分は異議があると、二ヶ月以内に原処分庁（この場合長崎税務署）に異議申立てをする。青色申告者であればここを省略し、直ちに審査請求を求めることができる。今回のケースでは長崎税務署に反省を求める意味からも、まず、順序どおり異議申立てから始めた。どちらにしても修正申告してしまえば争いの余地はなくなるから気をつけよう。

いたものである。当然、売上に記帳した分だからどれに入れようが構わないのだが、できるだけ本人名義の口座に入れるのが望ましいのはあたりまえ。銀行員は気を利かしたつもりだろうが、これでは脱税の片棒担ぎと言われても仕方あるまい。幸いなことにこの時期、Mさん本人名義の預金が増えてはいない。明らかだったことは、せっせせと働いた分はすべて銀行の言いなりに、自分のものではあるが他人名義の預金に入れるというバカバカしいことをやっていたわけだ。

しかし、この点を税務署が認めないので、所長は、裁判にでもなれば銀行の支店長や担当者を証人として呼ぼうと心に決めた。口座の申込書の筆跡が明らかにMさんのものとは違っていたからだ。しかし今日、彼らが証人として出廷するという場面がなくなったことはお互いによしとしよう。

それにつけても銀行は税務署に弱い。相手が税務署だとなるといついかなる時でも無条件でお客様の大切な預金を見せてしまう。プライバシーもへったくれもない。本当はそれではいけないことを国税庁自ら戒めていたのにだ。

②銀行と税務署：銀行は相手が税務署となると安易に預金の内容を教える傾向があるが、国税庁長官通達によると「所得税又は法人税の調査に当たり、納税者に必要な帳簿書類がないか、もしくは不備な場合又はあってもその真实性を疑うに足りる相当の事由がある場合で、その人の事業内容などからして銀行預金があるだろうと推定される相当な理由があり、かつその銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合」にしか銀行の調査はできないことになっている。現実とのかけ離れ方の大きいこと、さらに銀行の税務署に対する弱腰には驚かざるを得ない。

## 十二・異議申立てから審査請求へ

四月十六日長崎税務署に対する異議申立てにより、五月二十一日同署の個人課税第二部門のK上席調査官が異議の内容についての再調査を行う。つまり同じ税務署内で別の担当者が調査するもので、ここで百パーセント逆転するなどまず期待できない。案の定、枝葉末節しやうまつせつのわずかな訂正のみ、原処分とほとんど変わらない異議決定書が七月九日付けで送ってきた。

そこで当事務所のプロジェクトチームは全力をあげて膨大な量ぼうだいなりょうの審査請求書を作り上げ、平成九年八月十二日、チーム全員四名を代理人として福岡の国税不服審判所に審査請求を行った。

## 十三・文書による長い戦い

これから長崎税務署との国税不服審判所を舞台にした長い戦いが始まるのである。さっそく九月十七日税務署からの答弁書が届く。それに対する反論書②③及び求釈明の要望書その他の申し出を審判所に対して行う。

今回の審査請求に際して、私たちのプロジェクトチームは考えつくあらゆる行動をとる確認をして、まずは長崎税務署の調査資料の閲覧えつらんや口頭意見陳述な

② 審査請求…異議申立ての次の段階で行われたもので、国税局管内にある国税不服審判所に対するもの。こちらと同じ国税庁内の組織であるから、一部でも納税者の主張が認められるのは一〇%前後という厳しい数字となっている。裁判をする前に必ず通らなければならない関門で、ここを経てはじめて訴訟ができる。訴訟となっても国が相手であるから、納税者の主張が一部でも認められるのは更に厳しく五%前後である。

③ 反論書…裁判における口頭弁論を補充する準備書面みたいなもの。こちら側の主張を文書や資料を使って詳しく述べた書面。これに対し、税務署側は答弁書や意見書を出してお互い文書によって戦う。

ど福岡まで押し掛ける決意を審判所に申し入れたのである。十二月三日には福岡から担当の審判官二名がMさん宅に来て実態の調査を行い、後日、こちらから元帳や日記帳などの資料を福岡へ送った。

十二月八日、私たちの反論書に対して長崎税務署からの意見書が審判所経由で届いた。それに対し、私たちは即座に再反論書を出した。年が明け十年三月三十日、それに対する長崎税務署からの意見書が再び出る。同じことを繰り返す、具体的事実を一つも明らかにしない税務署に対し、このままでは進展が見られないと判断したチームは次の行動を起こした。

#### 十四・相手の土俵で、相手の武器で戦う

業を煮やした私たちは、かねて審判所に対し申し入れていた相手の資料の閲覧を試みた。つまり長崎税務署が福岡国税不服審判所に提出した資料を、コピーはさせないので写し取りに福岡まで出かけたのである。緊張して待ち受ける審判官の前で私たち四人はせつせと資料の書き写しに励んだ。

この福岡行きは大きな収穫が二つあった。一つは税務署のいい加減さが明らかになったことと、もう一つは審判所の帰りに立ち寄った官報販売所で、大蔵

省や通産省が出している中小企業の実態調査資料を手に入れたことである。

これらの官庁の資料からして、Mさんの当初申告した所得率は全くおかしいところはないのみか、税務署の計算した調査後の所得率はその二倍近くにもなるということがわかったのである。相手の武器を使って切り込めば敵に対して効果的だと直感した所長はここを徹底的に攻める方針をたてた。

その後はさらに数回、長崎税務署との間で反論書・意見書を繰り返し出しあった。もちろん私たちは福岡で手に入れた資料を大いに活用したことは言うまでもない。

## 十五・次第に口を閉ざした長崎税務署

所長のねらいは、一つは、青色申告の取り消しを撤回させ、税務署に推計課税<sup>㉔</sup>を行わせないことであったが、青色申告の取り消しの撤回は、税務の常識ではまず不可能に近いと言われていた。そこで二つめは、推計課税の被害を最小に食い止めることであった。

長崎税務署の当初の意気込みはすごいもので、よほど自信があったのだろう。しかし、いま考えると私たちにあって、長崎税務署の意気込んだ意見書はかえ

㉔ 推計課税：納税者に帳簿がない場合、税務署が同業者の比率などを使って所得額を推定して課税することをいう。主として帳簿がない白色申告者に対してとられる手続であり、今回のケースでは、帳簿があるにもかかわらずそれが信用できないので青色申告を取消し、白色申告と同じ状態におとし入れた後乱暴な推計課税を行った。

ってありがたいものだった。

長崎税務署の処分の“そご”が露呈した。長崎税務署は、Mさんの現金売上のしくみさえ理解できていなかった。また、売上を隠ぺいし、仮名預金とした根拠もつまるどころ単なる『思い込み』でしかなかった。さらには、自らした処分理由を否定するような矛盾までさらけ出した。

長崎税務署は類似三業者の平均の粗利益率で、Mさんを推計課税したが、私たちは中小企業庁の優良とする経営指標の粗利益率で対抗した。また、税務署の類似とする業者はMさんとは類似しないことを証明するため、類似業者の資料開示を事あるごとに要求し、数字を書き込むだけに整えた書類を提出し、回答を要求するなど執拗に追求した。

しかし、長崎税務署は、途中から全く口を閉ざし、最後のころは「すでに主張したとおり。」の意見書を提出するのみで、当初の意気込みは全く感じられなくなった。

## 十六・長い沈黙、そして終焉<sup>しゆうえん</sup>

平成十年七月九日付の長崎税務署からの意見書の提出があった旨のお知らせ

を最後に、途中で担当審判官の変更通知があった以外、審判所からの連絡が全く途絶えてしまった。九ヶ月近く音沙汰がないまま経過した。

今年四月はじめ、十年分の所得税確定申告も終わり、いよいよこの事件も大詰めにきた感があった。期待するところがあるものの、審査請求の関門はハードルが高いし、そろそろ裁判の準備にかかろうと考え、「当事務所で関与させて頂いている六つの法律事務所などの弁護士さんをお願いしようか。Mさんはさらに金銭面での負担を掛けることになり心苦しいな、準備書面はうちで作って弁護士費用を安くしてもらおう。」などと、所長は一人思いをめぐらせていた中での冒頭の場面であった。

ほとんど不可能に近い国税不服審判所での完全勝利である。一同ただならぬ興奮につつまれるのは無理もない。とにかくめでたし、めでたし。

## 十七．後日談

勝って浮かれてばかりはいられぬ。所長はただちに長崎税務署に今後の税務調査に当たって、適正な手続のもとに事を進めるよう申し入れた。さらに四月末になっても、不当に取り上げた四千万円を超える税金を返さない管理徴収部

門に対し、「還付加算金<sup>㉔</sup>が一日につき一万円近い割合で発生している、納税者をひどい目に会わせたうえに、手続の遅れで国民の税金をムダ使いしているのか。」と強く抗議した。さすがにこれは効いたと見えて、通常は二ヶ月かかって戻すところを一ヶ月半で戻した。所得税、消費税、重加算税、延滞税など本人が追加的に納めさせられていた国税四千二百六十八万六千二百円と、還付加算金というその金額の二年分に近い金利に相当する五百八十一万九千九百円の合計四千八百五十万六千六百円が本人口座に振り込まれて来た。県税である事業税四百二万三千三百円と加算金はこれからまだ二ヶ月後のことだそうだから、これも入れると五千万円をはるかに超える金額が戻って来たのである。

ところで還付加算金は本人が納めた金額以上のもので利息的なものだから、来年の三月には雑所得として申告しないとイケない。Mさんは六百万円以上の臨時的な所得を得たので、再び税金に追いかけられるハメになってしまった。

**㉔ 還付加算金**：国税を延滞した場合に延滞税が課されることとのバランスを考えて、逆に税務署が税金を戻す場合に一種の利息的なものとして加算されてくるお金。税法に定められた起算日から支払決定日又は充当日までの期間に年七・三%の割合で加算される。このケースでは一日当たり一万円弱で増えていく計算となる。ただし年七・三%の利率は、平成十二年以後公定歩合と連動し、固定したものはなくなる。